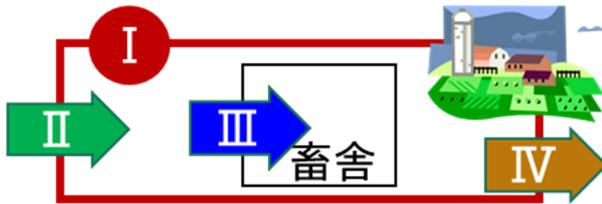


【飼養衛生管理基準の概要】



I 家畜防疫に関する基本的事項

- ・衛生管理区域の設定
⇒ 病原体の侵入とまん延の防止を重点的に実施
- ・飼養衛生管理マニュアルの作成
⇒ 関係者全員の取組水準を確保
- ・獣医師等の健康管理指導
⇒ 適切・効果的・効率的な取組

III 衛生管理区域内における汚染拡大防止

- ・区域内の整理整頓、ねずみ駆除
⇒ 野生動物による畜舎内への病原体持込み防止
- ・施設、器具、機材の洗浄・消毒
⇒ 病原体の低減
- ・畜舎立入時の手指消毒
⇒ 病原体の持込み防止

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

- ・衛生管理区域専用の衣服、靴
⇒ 伝播経路の遮断、交差防止
- ・区域立入時の手指・車両の消毒
- ・物品は農場専用(やむを得ない場合は適切に洗浄・消毒)
⇒ 病原体の低減
- ・野生動物の侵入禁止
⇒ 区域内の飼料、機材等を介した伝播を防止

IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

- ・区域外出時の手指・車両の消毒
⇒ 伝播経路の遮断、交差防止
- ・家畜の健康観察(出荷、移動等)
⇒ 病原体の拡散防止
- ・特定症状の確認(早期通報、出荷・移動等)
⇒ 病原体の拡散防止

④ 農場の分割後の飼養衛生管理の徹底

家畜の所有者は、②及び③により必要な設備等の整備が生じた場合は、これを行い、農場を分割した後は、分割した農場ごとに、飼養衛生管理基準を厳格に遵守するとともに、法第12条の4に基づく定期の報告を行う。

また、②及び③で検討・設定したとおりの飼養衛生管理が行われているか、家畜保健衛生所により農場の分割管理の運用開始時の確認及び開始後は毎年複数回の確認を受ける。

なお、家畜保健衛生所は、当該農場における飼養衛生管理基準の状況を立入、電話、写真等の都道府県の飼養衛生管理指導等計画で定めた方法により必要に応じて隨時、確認することとする。

(参考) 飼養衛生管理の徹底のための取組

農場 HACCP では、飼養衛生管理基準を基礎として一般的衛生管理プログラムを確立し、必要に応じてモニタリングや記録を行うこととしている。また、作業手順の文書化や教育訓練なども含まれているため、分割管理を行う上でもソフト対策として有効な取組の一つである。

(2) 検討にあたっての留意点

① 衛生管理区域の設定

ア 農場ごとの出入口の設定

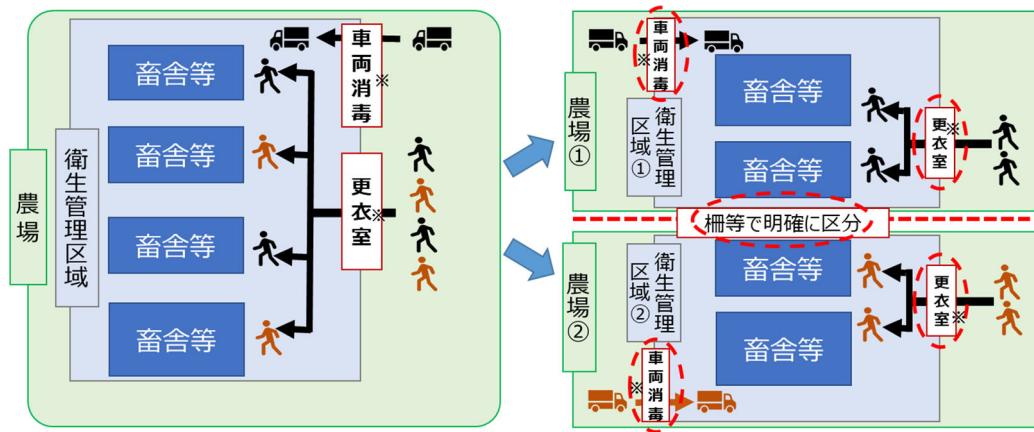
分割管理を行うに当たっては、元々 1 つの農場であって人・車両等の行き

来があった場所を区分するため、その境界を明確にし、農場ごとに出入口を設ける。

また、人の出入り時に必要となる手指消毒や衣服・靴の交換を行うための更衣室等の設備や、車両の出入り時に必要となる車両消毒設備等、衛生管理区域の入退場時に必要な対応を行うための設備を整備する。

衛生管理区域の設定

1. 生産規模や飼養管理者の人数、飼養管理の動線などを考慮して衛生管理区域を設定。
2. 分割後の農場が隣接する部分は、人・車両等が行き来しないよう、柵等で境界を明確に区分。
3. 衛生管理区域への人・車両の出入口は農場ごとに設置し、手指の消毒・衣服の交換や車両消毒といった衛生管理区域への出入りに必要な措置を実施。



イ 農場間の境界の明確化

隣接する農場の境界には柵等を設置するなど、人・車両等の行き来が容易に出来ないように境界を明確に区分する。

なお、豚又はいのししの飼養農場のうち、野生いのししの生息地域に所在する農場においては、飼養衛生管理基準に基づき、防護柵の設置が必須であるが、既に衛生管理区域の外周に防護柵が設置されており、分割管理の実施によって新たに農場の境界を設けることで分割後の農場に野生いのしが侵入するおそれがない場合は防護柵以外とすることもできる。

(参考) 境界を明確化するための柵等の一例

積雪のある地域では雪による破損が生じないようにするなど、地域の実態に合わせて設置する。



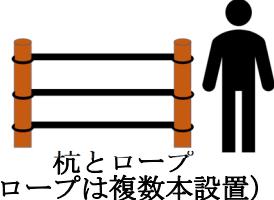
防護柵



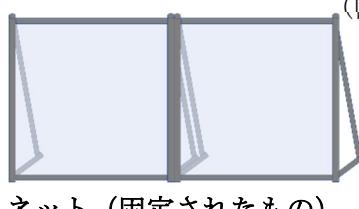
フェンス



園芸用のフェンス
(固定されたもの)



杭とロープ
(ロープは複数本設置)



ネット (固定されたもの)

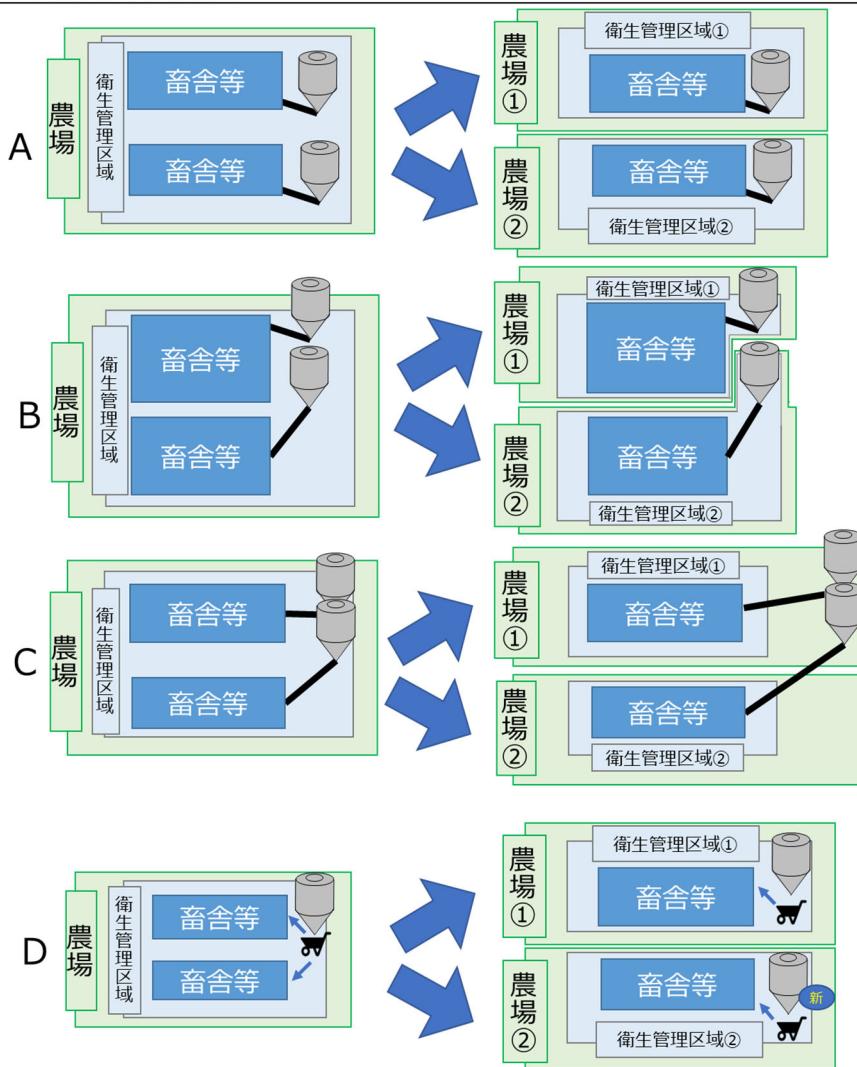
ウ 飼料タンクや保管庫の取扱い

飼料タンクや保管庫など、家畜と直接接触する可能性がある物を保管する施設は、病原体に汚染されるおそれがあることから、原則、衛生管理区域内に配置する必要がある。ただし、飼料タンクからパイplineでそれぞれの畜舎に飼料が直送されている場合は、当該飼料タンクを衛生管理区域外に設定することもできる。

また、タンクから一輪車に直接飼料を出して畜舎ごとに運んでいる場合は、農場ごとに新たにタンク等の飼料保管場所を設け、運搬動線を農場ごとに設定する。

飼料タンクの対応

- A, B. 飼料タンクがパイplineでそれぞれの畜舎に繋がっている場合、畜舎に合わせて衛生管理区域を設定
- C. 分割前の農場の衛生管理区域内に飼料タンクがあり、分割に当たって、飼料タンクをそれぞれの衛生管理区域に分けられない場合は、飼料タンクを衛生管理区域外に設定
- D. 飼料タンクから、一輪車等で各畜舎に飼料を搬入していた場合、分割後の衛生管理区域ごとに飼料タンクを設置



工 畜舎間の地下で共有される施設の取扱い

除糞ベルトやピット等を畜舎間で共有している場合、これらの施設を介して野生動物等が畜舎間を行き来するなど、病原体を広めるおそれがある。このため、これらの施設については分割する農場間で共有しないようにする。なお、ピットへの蓋の設置や施設の構造等により農場間で病原体を広めるおそれがないと判断出来る場合はこの限りではない。

才 防疫措置における作業動線の検討

分割後の農場で特定家畜伝染病が発生した際に備え、非発生農場が日常の飼養管理を行うに当たり、飼料の搬入経路の確保など、飼養管理に支障がないよう防疫措置を実施する上での作業動線を考慮する。

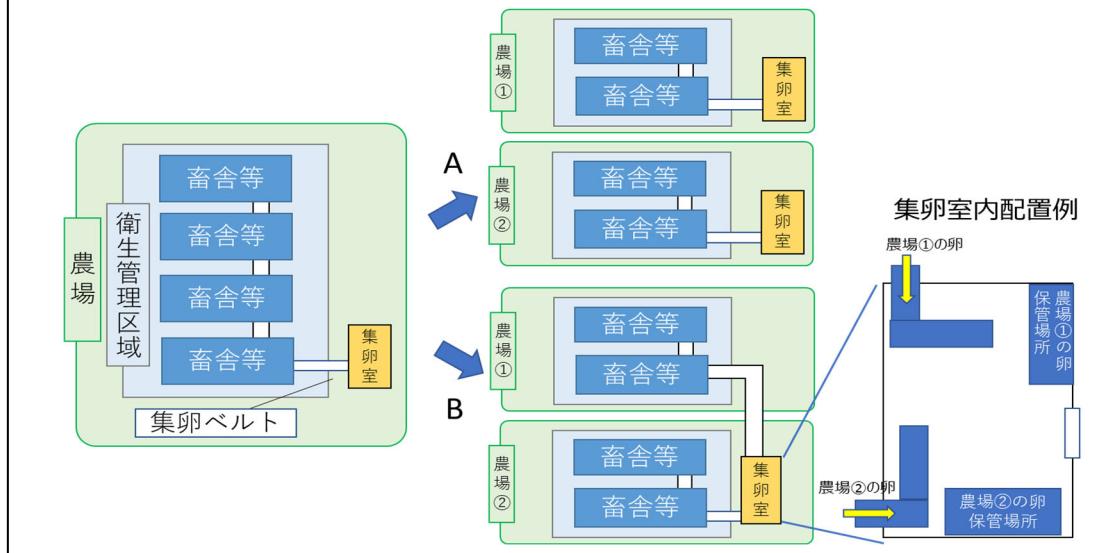
力 集卵ベルトの取扱い

採卵鶏において集卵ベルトが鶏舎間を貫通している場合、病原体に汚染されたおそれのある物品が鶏舎間を移動することとなるため、農場間で集卵ベルトを共用しないようにする。

集卵室を共用する場合は、作業時間や区画を分けるなど動線が交差しないようにするとともに、集卵した卵は農場毎に分けて保管しておくことが望ましい。

集卵ベルトの配置例

- A. 分割後の農場ごとにそれぞれ集卵ベルト及び集卵室を設ける。
- B. 分割後の農場ごとに集卵ベルトを設け、集卵室は共用とする。この場合、発生農場由来の集卵室内の卵は汚染物品となることから、保管場所を分けておくことが望ましい。



キ 農場敷地内で確保されていた埋却予定地の取扱い

埋却予定地については、分割管理前の農場の飼養頭羽数に必要な面積は既に確保されていることから、必ずしも追加の土地を確保する必要はないものの、農場敷地内に埋却予定地を準備していた場合、衛生管理区域の設定によっては新たに埋却予定地の確保が必要となる場合がある。